

緊急事態宣言を踏まえた教育活動について

厳寒の候、平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、昨日本県を含む近畿2府1県を対象に緊急事態宣言が発出されました。これを踏まえて県教育委員会から通知があり、緊急事態宣言の発出期間（2月7日まで）の教育活動を以下のとおりとします。

なお、今後新たな予防対策が必要となった場合は、改めてお知らせします。

記

1 教育活動全般

- ・感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- ・本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行わない。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。
- ・可能な限りの間隔をとる、マスク着用の徹底、毎日の検温・手洗いの徹底、教室の換気、消毒などの感染防止対策を引き続き行う。
- ・加えて以下の対策をお願いする。

- 本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校しない（出席停止の措置）。
- 20時以降の不要不急の外出を自粛する。
- 狭く換気も十分でない場所（部室や控え室等）での昼食はしない。
- 下校時は飲食店などに立ち寄らず、速やかに帰宅する。

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。
※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。
参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

3 心のケア

- ・きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。
- ・教育相談（1月20日、1月27日実施予定）を活用できるよう体制を整える。
- ・「ひょうごっ子 SNS 悩み相談窓口」の時間を延長する（別途チラシ配布）。